



生理休暇



とってみませんか…

自分の身体の声に耳を傾け、時には
いたわってあげることも大切。

生理は、子宮の「なみだ」です。



「生理日における勤務が著しく困難な場合、3日の範囲内において、その都度必要とする期間」と取ることができます。

【さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則第24条(8)】

- ・ 1回につき3日間は有給で保障されます。
- ・ 時間単位でとることもできます。
- ・ 「休暇願」を出します。

休暇の種類は「特別休暇」とし、事由は「条例24条(8)による休暇」で大丈夫です。
(もちろん「生理休暇」と書いてもOKです。)

★1986年、「均等法」の施行にともない、「生理休暇」という名称は廃止されました。しかし、埼玉ではわたしたちのたたかいによって、上記条例がまもられました。

権利は、つかってこそ権利。あとに続く、若い後輩のためにも、生理休暇、とってみませんか…。